

高梁市養護老人ホーム成羽長寿園事故発生防止のための指針

令和元年7月26日制定

(令和5年6月12日改正)

1. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

成羽長寿園では、入所者が安全で快適に生活ができるように、より質の高いサービスを提供することを目標に事故の防止に努める。そのために、必要な体制を整備するとともに、入所者一人ひとりに着目した個別的なサービスを提供し、組織全体で事故の防止に取り組む。

2. 事故の防止のための委員会その他施設内の組織

事故発生の防止等に取り組むにあたって、高梁市養護老人ホーム成羽長寿園事故防止委員会規程（内規）に則り、「事故防止委員会」を設置する。

(1) 「事故防止委員会」の設置

① 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高い生活支援ができる体制を整備する。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とする。

② 事故防止委員会の構成員

園長、生活相談員、看護師、栄養士、給食調理員、支援員をもって組織し、必要に応じて嘱託医師から助言をもらう。

③ 事故防止委員会の開催

委員会の会議は、事故が起こらない場合であっても、年2回以上開催する。

④ 事故防止委員会の役割

ア) マニュアル、事故及びヒヤリハット報告書等の整備

介護事故等の未然防止及び適切な対応のため、マニュアル、事故及びヒヤリハット報告書等の様式を作成し、定期的に見直すとともに、必要に応じて更新する。

イ) 事故及びヒヤリハット報告の分析及び改善策の検討

各部署から報告のあったヒヤリハット及び事故報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について園長に提言する。

ウ) 改善策の周知徹底

「イ)」によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

3. 事故発生防止における各職種の役割

施設内において、事故発生防止のために、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

(園長)

- 1) 事故発生予防のための総括管理
- 2) 事故発生防止委員会総括責任者

(看護職員)

- 1) 医師、協力病院との連携
- 2) 施設における医療的行為の範囲についての整備
- 3) 事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 4) 処置への対応

(生活相談員)

- 1) 事故発生予防のための指針の周知徹底
- 2) 緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政）
- 3) 報告（事故報告・ヒヤリハット）システムの確立
- 4) 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 5) 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(栄養士・給食調理員)

- 1) 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- 2) 食中毒予防の教育と指導の徹底
- 3) 入所者の状態に合わせた食事形態の工夫

(支援員)

- 1) 食事・入浴・排泄・移動等生活支援における基本的知識の修得
- 2) 入所者の意向に沿った対応の実施
- 3) 入所者の疾病、障害等による行動特性の把握
- 4) 入所者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿った支援の実施
- 5) 他職種協働支援の実施

4. 事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故防止委員会を中心として、事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行う。

- ① 定期的な教育・研修(年1回以上)
- ② 新任者に対する事故発生防止の研修
- ③ その他必要な教育・研修

5. 事故等の報告方法及び生活支援に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

①報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハット報告書や事故報告書を作成し、報告システムを確立し、収集された情報は、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。

なお、この情報を、報告者個人の責任追及のためには用いない。

②事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」→「要因の検証」と「改善策の立案」→「改善策の実践と結果の評価」→「必要に応じた取り組みの改善」といったサイクルによって活用する。

また、その過程において自施設における事例だけでなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てる。

③改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故防止委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図る。

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、原則として、次のとおり速やかに対応する。

① 当該入所者への対応

ア) 事故が発生した場合は、別に定めるマニュアルに沿って行動し、周囲の状況及び当該入所者の状況を判断したうえで、安全確保を最優先として行動する。

イ) 状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

ウ) 関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じる。

② 事故状況の把握

ア) 事故の状況を把握するため、関係職員は事故報告書で、速やかに報告する。

イ) 報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載する。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、生活相談員はご家族、関係機関等に必要に応じて事故の状況について報告を行う。（行政機関への報告は、当該入所者が医療機関を受診した場合又は園長が必要と認めた場合とする。）

④ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応する。

7. 事故対応防止についての指針の閲覧について

この指針は、当施設内に掲示しいつでも自由に閲覧することができる。